

第3回 松田町自治基本条例（仮称）審議会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 8 月 30 日（火）14:00～16:00
2. 場 所 役場 1 階会議室
3. 出席者 委 員：別紙「委員等名簿」のとおり（日詰会長、鍵和田委員、足立委員欠席）
事務局：政策推進課（吉田課長、柳沢係長、重野主査、出口主任主事）
4. 配付資料
 - ・次第
 - ・出席者名簿（資料 1）
 - ・第 2 回審議会議事録（資料 2）
 - ・第 2 回審議会レビュー（資料 3）
 - ・県西 2 市 8 町の自治基本条例 前文抜粋（資料 4）
 - ・県西 2 市 8 町の自治基本条例 全文（資料 5）
 - ・追加意見（資料 6）
 - ・特色ある自治基本条例前文（全国）（資料 7）
 - ・自治基本条例（仮称）の前文構成 イメージ（資料 8）

【概要】

司会進行（吉田課長）

1. 開 会

2. 議事

1 第 2 回審議会レビュー

【事務局】 レビューに関し、お手元に資料として「資料 2」と「資料 3」を用意ください。

「資料 3」がレビューとなっており、「資料 2」は、前回の議事録であります。

事前送付資料の中で委員の発言等で記載間違い等がございましたので適宜事務局側で修正をしております。

順に、前回の復習となりますが説明します。

最初に委員に関することで、女性の委員を追加して頂きたいということで、3名の委員を追加しております。

そして、前回は議題もありました「条例の理念」ということに関しては、町の良さを最大限明示することで、町民はもとより、当町が外部者からもどの様な町であるかをイメージできるようにすること。

環境面の具体例として、子育て環境の充実や福祉面の充実、おもてなしの町づくりということが重要だというご意見を頂きました。

二点目で、条例の策定視点を「町民目線」ですること、制定済団体とは違う内容とすることができるのではないかという意見。

三点目で、一度、町を離れることがあったとしても、また、町に戻って来ようという帰郷性を抱かせる、町の特徴などを明記し、子どものふるさとを取り戻す・創るといような表現はどうかという意見。

更に、町民の皆様方、地域の人々が誇りを持って町に住み続けられるような表現はどうかという意見がございました。

また、予てより御意見のありました、町民にとって分かり易い表現とすることが肝要であるということで、条文の方で硬い表現ではなく、柔らかい条文である程度の汎用性をもったものとするといった意見を頂きました。

そして、当町の100年以上の歴史を踏まえた表現を盛り込んでどうかといったご意見がございました。

また、資料に関しては、近隣の2市7町の条文を収集し、提示してもらいたいというお話しがございましたので、資料をご用意しました。

また、その他の事項として、町の総合計画と本条例との関係性についての話題がありました。

本件については、地方自治法の改正に伴い、町の基幹計画となる総合計画との関係についてのご説明を致しましたけれども、条例が出来れば本条例が町の最高規範となりますので、本条例下に総合計画が位置づけられ、ぶら下がる形になるということが一点目。

また、本日にありますが、次回の第3回審議会を8月30日の午後を開催するということ。

しかし、会長は所要にて欠席することで副会長に議事進行をお願いするということとなります。

駆け足になりましたが、第2回目のレビューは以上になります。

【副会長】 事務局より説明がございました。レビューに関して、皆さまからご意見はございませんか。宜しいですか。

【全委員】 特に意見等はなし。

2 松田町自治基本条例（仮称）の理念について（2回目）

【副会長】 それでは、議事2-2の松田町自治基本条例（仮称）の理念についての第2回目を議事とします。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 今回の第3回目を開催するにあたりまして、進行について、日詰会長と事務局側で事前に打合せを実施しました。

前議題のレビューで纏められておりますが、第3回を開催前に事務局より事前送付した資料を基に、委員各位に追加の意見と募集させて頂きました。

これと、第2回審議会の意見の双方を説明の上、それを持って意見の集約を行ってはどうかとの会長からの指示を頂きました。

事前送付資料としては、本日の資料4となりますが、近隣の2市7町の自治基本条例の前文を記載させて頂き、特徴的な箇所を下線を引いております。

委員よりご依頼のありました資料では、前文のみをまとめたものということでありましたが、条例の全体構成を把握して頂く一助としまして、資料5で2市7町の自治基本条例の全文を掲載した資料を調整してあります。

これら事前資料をご一読の上、委員各位より頂戴しましたご意見を資料6に纏めており、頂戴したご意見は、原文のまま記載しております。

発言主旨等を委員よりご説明頂ければと思います。

【副会長】 事務局より事前送付資料についての説明がありました。

追加意見について、その意見を述べられるにあたっての背景やお考え、どういう未来像をもって、こういう表現をされたのかについてのご意見を頂けたらと思います。意見を頂戴しました、三委員より順次ご説明をお願いします。

【委員】 私は、まずは分かり易い表現ということで、松田町というところは足柄上郡の玄関口としての交通の利便性が良いということ。

それと寄に関しては、広大な自然の宝庫であり、水もおいしい。

さらに、町内に総合病院があり、中学卒業まで医療費が免除されるということで、子育て世代に支援が整っていると思ひまして記載致しました。

それでは、資料6の説明に移りますが、私の追加意見として足柄上郡の玄関口としての交通の利便性、公共交通では鉄道やバス、自動車交通では高速道路のインターチェンジが近いということ。

また、広大な自然の宝庫であり、水もおいしいということ。

それと総合病院も町内に立地し、中学卒業まで医療費免除ということで子育て全般の世代の人は非常に助かっていると思ひます。

【副会長】 ありがとうございます。

続いて、お願いいたします。

【委員】 自治基本条例を策定してある市町村では、良いところばかりが書いてあるが、現実は大きく違っている。

本町は、かつて郡都であり、商業や祭り、文化の中心でありながら、今ではそのかけらもなく、生活必需品を扱う店の激減はすさまじく、中心街は駐車場と飲み屋が充ち満ちている。

そのため、高齢者ほど生活しにくくなり、商店街の計画的配置は緊急の課題である。商店街の充実無くして人口増は有り得ず、今のままでは国の言う地方自治の消滅から逃れることはないであろう。

住民基本条例は、行政・議会・住民がまちづくりを進めるための役割分担をするものとの考え方が一般的だが、そのような形式論ではもう間に合わない、主権者である町民の生の声を聞く場をいろいろな形で多く設け、協働して実現に遭遇すべきであると考える。

また、住民基本条例前文では、そのことの切実感を強調し、一人ひとりがその主体的な責任を負うものであること、そして行政や議会に任せきりがちだった地方自治から、住民の、住民による、住民のための制限的への自覚を鼓舞しなければならない。

要するに綺麗ごとばかりを書くのではなく、前文では、何故こうなってしまったのかというところも含めて合わせて書いていかなければ、誰が作っても意味が無くなってします。

ここで、先日の朝日新聞の天声人語の記事を紹介します。

東京都と山梨県との境にある桧原村に村営スーパーが開店した。

「地元コンビニスーパーが欲しい」という住民の年来の声に応えた。

開店まではいばらの道だった。

かつて、6,000人を超えた人口が今は2,300人。40以上あった商店は10に減った。

村はまず地元の商店主に相談したが、不発に終わり、次いで、コンビニ数社に打診したが、大手には「毎日300人の来店がないと厳しい」と断られた。

各社毎の幅はあるものの、月商900万円あたりが採算ラインらしかった。

中堅の1社は前向きで、内装の相談まで話が進んだ。

ところが社の経営統合が決まるとあえなくご破算になり、村は誘致を諦めた。

自前で店を開くしかないと思腹をくくった。

9,500万円を出資して第3セクターを立ち上げ、共同仕入れの全日食チェーンに加盟。先月、開業にこぎつけた。

店の名は「かあべえ屋」。村の人の使う言葉「買うべえ」から付けた。

もとより村の財政は厳しい。年間数百万円の赤字を覚悟しての挑戦である。

奔走した村職員は「破談のたびに頭を抱えた。

でも新鮮な肉や魚、卵や牛乳が買える拠点は村には欠かせないインフラです」と話す。

「採算」という尺度で考えれば企業が出店をためらう自治体は、桧原村に限らず全国にあるだろう。それでも村は賭けに挑んだ。

レジに列をなす人々の表情はとびきり明るかった。

こうした問題に町の人に本当の深刻さや真剣さが欠けていることから、考えていくことのキッカケが自治基本条例であり、皆が何とかしようじゃないか。という考えに立つことで、ダイナミックな心も生まれてくるかどうかというところが、自治基本条例の大切なところではないかと思う。

事実上、公募が2人しかいないという審議会で議論されることはおかしいと考える。政治に対する関心、そうした厳しい環境というものを自覚していないのだろうと考えている。

今後の将来の中で、合併が進むことが予測され、広域の中での意見を出す機会が少なくなることが想定されることから、その前に自治基本条例を策定し、住民に身近な、まちづくりの組織づくりを進めおかなければ大変なこととなってしまいます。

そうでなければ、国が示すように消失自治体となってしまいます。

【副会長】 委員の言うように耳の痛い話しも含めて、色々な話しが出て良いかと思っています。ありがとうございます。

それでは、続いて委員よりお願いします。

【委 員】 追加意見というよりは、覚書きという性質の文章となり、大変に申し訳ありません。何となく、前回の会議に出席した後、キーワードを繋いでいったら、こんな感じではないかとのことで纏めてみたものです。

キーワード的にこういうのも入るのかなというので、それらしいものを形にしたのですが、結局は平易な言い方で、他の市町で使っていないような、同じ意味でも違う表現などの言い方で文章をつくと何となくぼんやりした感じとなってしまいました。現在、本町で推進している政策である「おもてなし」や、総合計画の町長のあいさつに載っている「郷土愛」を踏まえ、このような形の意見としました。

具体的にマイナスイメージとして、良い所だけではないということや、どういう切り口で、言葉として入れて行ったらよいのかと思いつつも、何となくいいような感じで作成してみました。

色々なことを入れ込むと長い感じになってしまうので、出来るだけ短めにとしたら、このような感じに落ち着いた次第です。

【副会長】 お三方には、ありがとうございます。

引き続き、事務局から提供されています資料7についての説明をお願いします。

【事務局】 各委員より前文の具体的な内容(意見)を頂戴しました。

平成 28 年 7 月 23 日に開催した前回(第 2 回)審議会後に、日詰会長に自治基本条例に関するご講演を頂き、その中で、全国的な制定状況についてのご説明があったことはご記憶にあるかと思えます。

講演会終了後、全国レベルでの制定状況の資料。具体には、団体名や条例名が記載の資料ではありますが、本書を会長より事務局に恵与頂きました。

この条例は、〇〇市町村(団体名)自治基本条例という名称が一般的であります。

その中で名称が変わっているような条例を事務局側で選びまして、資料 7 として、特色のある前文として纏めました。

詳細は、これからご説明致しますが、委員よりご発言のありましたマイナスのイメージが書いてあるものがありました。

また、逆に提案をする形式。つまり、心に訴えかけるような逆転的な表現を使ってはどうかとの意見を前回頂戴しましたが、そのような手法をとられている団体が見受けられたので、これらを資料 7 に特徴的なものとして纏めました次第です。

これより資料 7 の詳細説明に移りますが、時間の制約上、事例紹介は一部に留めます。資料 7 の 1 ページ目の最上段。北海道厚沢部町という、人口が約 4,000 人の団体です。ここで注目すべき箇所は、「厚沢部町素敵な過疎のまちづくり条例」という条例の名称です。「過疎」と言いますと、とかくマイナスイメージとなるところでありますが、敢えて素敵な過疎のまちづくりを進めていくのだという標語を記載し、目指すまちを明確にしています。

次に、同項の 2 番目に記載のある北海道三笠市です。

本文の 4 段目は「私たちは…」で始まります。

段落の最終行で「次代を担う子ども達に、未来に向かって夢を育めるまちを紡いでいく」といった表現がございます。

兼ねてより意見を頂戴しておりますが、子ども達に何が残せるのかといった面では、こういった表現もあるのかと思われまます。

ちなみに三笠市は、夕張市の近くある都市で以前は炭鉱で栄えていたそうですが、以前 4 万人いた人口も 1 万人に減少しています。

次に 2 ページ目の 3 番目記載の山形県庄内町です。

一行目に「平成 17 年…」という文章の下りがありまして、市町村合併の記載があります。当町も旧寄村と合併し、今年で 61 年目となっているなど、こういった町の歩んできた歴史を示している団体もありました。

3 ページ目の最上段の東京都東村山市の説明に移ります。

名称も「みんなで進めるまちづくり基本条例」と珍しい名前ですけれども、3 段落目の「また、多摩全生園に暮らす人々は、国の強制隔離政策と偏見や差別の中で…」という文章の下りがあります。

ハンセン病の隔離政策はご案内のことかと思えますが、このような歴史的事実を記載している。

また、本町でも町制 80 周年時に町民憲章を制定しておりますが、本文の最後から四行目に「東村山市民憲章等を踏まえ…」と行く記載があり、過去の市の方針を引き継ぐ形式をとり、これまでの経過が上手く書いてあります。

4 ページの 2 番目の愛知県碧南市に移ります。

本文の三段落目で、これは逆説的な文書の記載があります。

具体の文章としては、「幸い、「まちの役に立ちたい」という思いを持った市民は大勢います。その思いを大切にしながら、誰もが気兼ねなく、気軽にまちづくりの参加できる協働の仕組みがあれば、人と人とがつながり、喜びを感じられるまちを作っていくことができるはずです。」といった形で表現されています。

5 ページの島根県飯南町に移ります。視覚的に最後の部分に目が行くかと思いますが、標語とまでは言えませんが、標語に似た形で纏めてあるものです。

あいうえお作文ではありませんが、標語的なもので締めくくっている条例は非常に珍しいものです。

この表現は町民憲章からの引用かと思い調査しましたが、町民憲章は別にあるようで、自治基本条例用に作ったという感じとなっています。

事例説明の最後となりますが、5 ページ目の広島県三好市は、条例名称が「まち・ゆめ基本条例」となっていること、また、文章も見た目から非常に斬新な形となっております。

各委員より頂戴した意見。具体には、マイナス面の記載や逆説的表現などは、この様な形で表現が可能ではないかと思われまます。

【副会長】 ありがとうございます。

それでは続いて、今の事務局からの説明を基に資料8の方に移りたいと思います。自治基本条例（仮称）の前文構成のイメージについての説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局】 資料8の説明に移ります。

これまでも条例前文は、何度かご覧になっているかと思います。

一般的事項を述べて大変恐縮ですが、前文は、時系列で纏めて表現してあるというのが通例であると思慮されます。

具体には、過去、そして現在の町の資源や強みを記載の上、その後、現在の課題を整理し、これらの課題を受け、今後、こういったまちづくりをしたいのだというような将来を見据えた起承転結の構成であります。

本資料は、先程述べた時系列を観点に、大きな括りとして、「愛町心や町への誇りを喚起し、将来に引き継いでいくべきもの」を過去・現在の左欄に纏め、「自治基本条例が必要な背景と将来目指すべき町の姿」を括りとして「現在の課題整理及び将来」として右欄に纏めて頂くイメージで調整しております。

ここで委員各位にお願いしたい事項は、時系列で4画面に分割している本資料において、各項目にこれまで頂いた意見(キーワード)等を振り分けて頂きたいということが趣旨となります。

次回審議会には、これらをまとめたものをご提示させて頂ければと思います。

但し、最終的な文言の調整が必要ではなかろうかと考えているところです。

この後、副会長の方で1つずつ、時間軸毎に、過去、現在、将来と順を追って、ご意見を頂戴できればと思っております。宜しくお願い致します。

【副会長】 今、事務局よりお願いがありましたように、1. 過去、2. 現在（町の資源・強み）、3. 現在（策定背景・策定意図等）、4. 将来（目指す将来像）に当てはまるキーワードを委員の皆様から出して頂ければと思います。

【委員】 この条例を制定することによって、成果はどのくらいあるのか。また、生活者として、政治に対する意見を出していくことができるか。

更に、こうした方向性をどうやってこの中に想いとして描いて行くことができるか。この条例を利用していくことで、仕掛けがあっても、それを動かす動力となる町民一人ひとりのエネルギーが伴わないといけないのではないかと考える。

やるべき論では人は離れていってしまう中で、人を動かすための仕掛けづくりや情熱が必要であり、条例に対する想いを持って作っていくべきである。

【委員】 先程、話しの中で神山地区での商店が潰れたという意見がありました、閉店したということになります。

松田町には駅が2つあり、上郡の中心的な都市として栄えていたが、商店に行くとは殿様商売的な感じの店が多かったように感じます。

その後、大型店の出店や周辺都市に郊外型のスーパー等の出店に伴って、町中の商業が徐々に衰退してきている。

そんな中で開成町が日本一の人口増加率であるということで凄い反面、松田町はどんどん人口が流出してきている。

こんなに素晴らしい松田町、鉄道では駅が2つ、道路も高速道路インターチェンジに近く、主要な255号や246号が通っているのに疲弊していくのか。

そうした中で町議会に飲食店組合から要望書を提出したが、取り合って貰えなかった。住民の意見に耳を傾ける行政・議会の組織として取り組みを期待したい。

そのためにも早期条例化は期待している。

【副会長】 ありがとうございます。

条例では「である調」となっているので、この審議会では一般に認識の方が分かる文言にしようとする方向で一致している。

条例では、これまでは「…であるべきだ」とするものであったが、先程、言われた意見が自治基本条例の根本となる考え方である。

みんな(町民)が理解しやすいものをどうしようかと、先程、委員が言われたように、それをどうやって、みんなに知らせていこうか、どうやって人を育てていこうかというように、人づくりをするかの方向に持っていかないと少し厳しいかなと捉えている。そこで、皆様方に色々な智慧が必要になってくるのではないかなと思われる。

どのような手段や手順で行っていくのかをこれからの課題となってくるかと考える。過去・現在・未来と続く中で、皆様から色々なことをキーワードとして言って頂いた方がよいかと思えます。

【委員】 自治基本条例を読んでも基本的なことが記載されているので、町民全体の心得としていきたい。

【副会長】 平成元年の町民憲章も踏まえて考えて頂きたい。

【委員】 自治基本条例が策定されると町民憲章はなくなるのか。

【事務局】 町民憲章がなくなることはありません。

先程の説明にもありましたが、町民憲章を踏まえ、自治基本条例を策定する団体もあります。

【委員】 夢や希望のみを掲げている自治基本条例であるのならば、条例策定の必要はないと考える。

町民憲章の掲げる事項を目指すにあたり、具体的にどういった事項を選択し、その実現手法として自治基本条例を作成すべきではないか。

町民主権の基にどうしたら良いのかを考えていくべきである。

- 【委員】 自治基本条例は、当たり前のことが書いてあって、当たり前のことを行っていく指針であると捉えている。
- 【副会長】 前回及び前々回の時に、委員から情報の共有化という意見に繋がっている。自治基本条例は、全ての人々の心のバックボーンとなるものとして考えたい。地域のことは地域で解決するといった考え方も含めて捉えている。過去と現在、現在と未来の時間軸の中で、個人的ではあるが人を育てる方法が良いのではないかと考える。
- 【委員】 議会、町民、行政の役割など以外の項目もあるのではないかと考えている。本町には非常に良い歴史というものはある。大名商売をしてきた人達が時代の流れの中で頑張っていくことが出来るのか。市町村合併で吸収される町にならないようにする。良い町であるが、その一方で厳しい状況でもあることから、目指すまちに向けて、皆で頑張ろうと思えるまちにしていく。
- 【副会長】 整理をしていくのではなくて、キーワードを出し合うことにしてはどうか。酒匂川と清流、西丹沢と緑、霊峰富士、足柄の温暖な気候が連想される。
- 【委員】 松田町は良い環境条件の町がなぜ流出するのかが疑問である。町の取り組み次第では、良い方向になるのではないかとと思われる。
- 【委員】 松田町は温暖で良い環境にあるが、町民はそう思っていないのではないかと。商店は息子を跡取りにしないで、一生懸命に勉強させて、サラリーマンにしてしまうなど、跡取りを育てていない。今になってみると、跡取りがいなくて店が潰れるのである。
- 【委員】 商店では後を継がせないのではなくて、商売を継げないのが現状となっている。どうやって、松田町を再生していくかを検討していく必要がある。
- 【委員】 まちづくりは人づくりであり、町の将来を担う子どもたちの育成、郷土を愛する心の醸成が大切である。
- 【委員】 寄地区では、学校に子どもたちが通わせられない。交通網の利便性の反面して、土地利用価値が悪くなっている。
- 【委員】 (歴史) 郡都のまち、自然環境の良さ
(町の良さ) 子育て、医療・福祉の施策や制度
コンパクトなまち(大と2つの河川に挟まれたまち)、集約型のまち
(策定) 町民参加型ではなく、町民参加のまちづくり
町民が主体で参加していくまちづくり
役割分担ではなく、個人ができることをする
地方分権は示さない。
(将来) 自ら施策を立案することがない
自由な意見交換ができる環境・場づくり
地元の人ほど、時間がない
誇れるものを残したい
- 【委員】 (町の良さ) 環境的に良い。地元の人程、良さに気付いていない。問題の解消。
- 【委員】 自治会や組長レベルでの世代交代の進行している。
西丹沢の麓～寄地区
気兼ねなく参加出来る仕組みで謳われるのが良いのではないかとと思われる。

昔の松田町は泥臭いまち（芸者や料亭など）

- 【委員】 町長の公約を速やかに遂行していくことが職務となっている。
自治基本条例の策定は町長の想いとして取り組んでいる。
文言として分かり易い、柔らかい表現とする
自治基本条例の策定により、関連計画で変更も今後生じてくると思われる。
- 【委員】 構成の考え方は良いと捉えている。
町の良さとして、富士山の眺望や交通の利便性
南足柄市や真鶴町の前文では「しかしながら」という問題点の標記があり当町においても、こういった切り口は必要である。
町への回帰性、次世代への夢や希望を結びとして示してもらいたい。
- 【委員】 問題点は前文だけでなく、みんなで課題を解決して、乗り越えるためにも問題解決の手段も示すべきである。
- 【副会長】 マイナス面等の問題点を踏まえることが出発点である。
町の自然の良さに気付いていない部分がある。
自分達が目線だけではなく、色々な情報を集めないといけない。
皆が理解できる分かり易い表現にする。
権利や責務といった表現はしない方向で進めていく

3. その他

- ・特になし

4. 閉会